

評議で意見は言いやすかったですか

評議では、法廷で見聞きしたことをもとに、裁判官と一緒に被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするかを話し合います。

意見は言えました

分からないことを裁判官に聞くと、1つ聞けば10教えてもらえたので、それに基づいて自分の意見も言えました。

全員で確認、納得

一つ一つ話し合い、全員で確認、納得した上で進んでいきましたので、評議についていけないことはありませんでした。

最初はシーン

最初は「シーン」となりましたが、裁判官が「どんなことでも大丈夫ですよ」と気を回してくれて、言いやすい雰囲気でした。

心配でしたが

意見を組み立てられるか心配でしたが、裁判官が「そうなんです」と受け止めてくれ、時間が経過するごとに言いやすくなりました。

(さいたんのミニ出前講義 ③)



- 初めての人との議論は緊張するかもしれませんが、裁判官も意見を言いやすいように配慮してくれるので、評議では、自由に気付いたところから意見を言ってみてください。
- 人前で発言するのに慣れていない人もいるので、付せん(紙)に簡単に意見を書くこともあります。
- 「評議は乗り降り自由」といって、評議の途中で意見を変えることも自由です。

刑を決める際に考慮することの説明はありましたか

一から説明

何を考えなければいけないのか、また量刑分布のグラフを基にこういう事件ではこうなっているという説明を、一からしてくれました。

ホワイトボードで

ホワイトボードで説明を受けました。自分が「アレ？」と立ち止まったとき、そのボードを使って、説明を何度もしてもらいました。

(さいたんのミニ出前講義 ④)

- 「見て、聞いて、分かる」審理が行われるので、事前に法律知識を勉強する必要はありません。
- 事実認定(※)は、日常生活で行っている判断と同じです。判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官が分かりやすく説明してくれます。

(※) 事実認定とは、法廷に出された証拠から「ある事実があったのか、なかったのか」ということを判断することです。

